

↳ 幼稚園の行う各種事業

Q : 当社は幼稚園を経営している社会福祉法人です。幼稚園本来の保育事業に付随して、①絵本やノートの販売②はさみ、のり、粘土等の物品販売、③制服の販売④スクールバスの運行⑤給食事業を行っていますが、これらの事業収入の取扱いについて教えてください。

A : ①④⑤は収益事業に該当せず非課税所得となりますが、②③は物品販売業に該当するため原則として課税所得となります。

【解説】

宗教法人や学校法人など公益を目的とする事業を営む法人の所得は、営利を目的として営まれているものではないため、原則として課税の対象にはなりません。しかし、これらの法人が本来の事業に付随して営む事業については、その内容に応じて次のように取扱いが異なります。

①は教科書等の販売に該当するため、④は園児のみを対象としているのであれば本来の事業に付随するものであるため、⑤は学校給食法等の規定に基づいて行う学校給食の事業に準ずるものであるため、いずれも非課税所得に該当し課税の対象とはなりません。

一方、②③のような工作道具や制服の販売については、物品販売業に該当するため、原則として課税の対象となります。ただし、幼稚園児のみを対象とするものであり、その事業に要する経費を賄う程度の対価を得て行われているものについては、所轄税務署長の確認を要件に、非課税所得として取り扱うこともできます。

